

参考配布

平成 26 年 5 月 12 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当)課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。



担	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 三須 一郎
当	需給調整事業第二課長補佐 本橋 浩司
	主任需給調整指導官 佐藤 千恵子
	電話 03 - 3452 - 1474
	FAX 03 - 3452 - 5361

日系外国人を中心に許可なく労働者派遣を行っていた 事業主を1カ月間の事業停止処分

東京労働局(局長:西岸 正人)は、労働者派遣法()に基づき、厚生労働大臣の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行っていた、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 処分を受けた事業主

名 称 有限会社ニッケイサポート (代表取締役 土田 照雄)
 所在地 東京都文京区本駒込5 - 57 - 6 リベルテ本駒202
 届出に関する事項 届出受理番号 特13-302758
 届出受理年月日 平成18年3月17日

第2 処分の内容

- 労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)
- 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

第3 処分の理由

有限会社ニッケイサポートは、一般労働者派遣事業の許可が無いにも関わらず、少なくとも平成23年3月21日から平成25年8月31日までの間、常時雇用する労働者以外の労働者を3社に対し製造現場に派遣し、併せて1,428人日の違法な派遣を行っていた。

同社は、常時雇用する労働者しか派遣できない特定労働者派遣事業主であるため、常時雇用する労働者以外の労働者を派遣する一般労働者派遣事業を行う場合は、厚生労働大臣の許可を受ける必要があったが、その許可を受けていなかった。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成26年5月13日から同年6月12日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

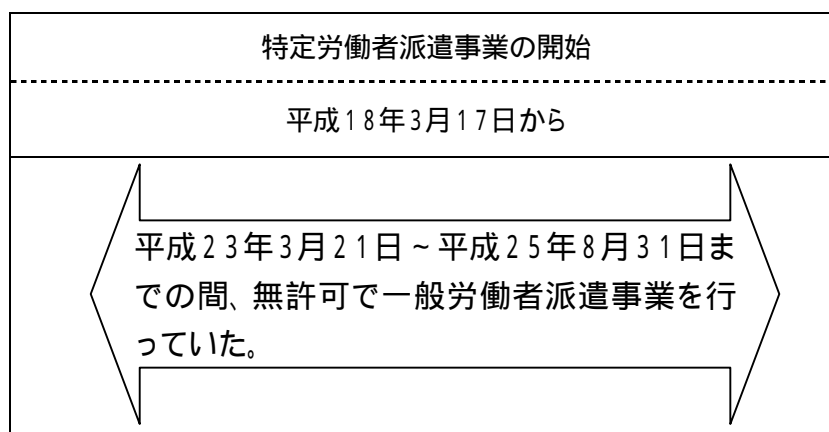
第5 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業、請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に労働者派遣法第5条第1項に係る事項について重点的に点検すること。

- 2 上記の「処分理由」に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣制度の理解の徹底を図るとともに遵法体制の整備を図ること。

労働者派遣法の関係条文は別添を参照ください。



労働者派遣事業の種類

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

特定労働者派遣事業とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

(別 添)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

第2条（用語の定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

第5条（一般労働者派遣事業の許可）

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第16条（特定労働者派遣事業の届出）

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

第21条（事業廃止命令等）

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第49条（改善命令等）

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第56条（権限の委任）

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

同法施行規則（抄）

第55条（権限の委任）

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二 法第21条第2項の規定による命令

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令